

障害福祉 相談窓口のご紹介

生活の中での悩みごと、心配ごとが…
そんな時はひとりで悩まず、
身近な相談窓口へご相談ください。

相談無料
秘密厳守
です

共に生き
共に支え合う
まちづくりを
目指して

障害者相談員

障害のある人やそのご家族の身近な相談相手として身体・知的障害者相談員が各地域にいます。どんなことでもお気軽にご相談ください。

相談員は、より身近な相談窓口として、市が委嘱し、身体・知的障害のある人やそのご家族の相談に応じています。
現在香南市では、身体障害者相談員が4人、知的障害者相談員が1人います。

【身体障害者相談員】

【知的障害者相談員】



岡崎法子 (野市町)
☎56-2089



大前京子 (吉川町)
☎55-5505



松木雅久 (野市町)
☎55-0075



横田鈴子 (香我美町)
☎55-4007

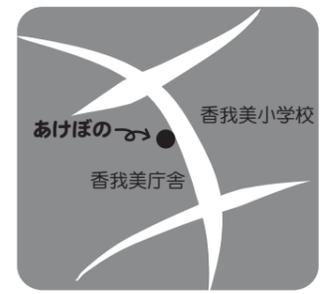


住江直子 (野市町)
☎56-5705

地域活動支援センターあけぼの

障害のある人やそのご家族の相談に応じ、安心して生活を続けられるように必要な情報をお知らせしたり、仲間づくりや就労のお手伝いをします。

- 相談受付: 平日 8:45~17:30
(土日の相談については事前にご予約ください)
- 相談方法: 電話・来所・自宅訪問
- 住所: 香南市香我美町下分684番地1 (ミネルバ跡地)
☎57-7180



障害福祉サービス等の利用は、身体障害・知的障害・精神障害の人に
加え、難病等の人も対象となります。

難病等による障害のある人は、身体障害者手帳の有無に関わらず、必要と認められたサービスの利用が可能です。

対象となるサービス

- 障害福祉サービス
 - ヘルパー利用・短期入所・就労支援など
 - 補装具(車いす・義肢・補聴器・白杖など)
- 地域生活支援事業
 - 訪問入浴・移動支援・意思疎通支援など
 - 日常生活用具(電気式たん吸引器・入浴補助用具・特殊寝台など)

対象疾患や詳しいサービス内容は福祉事務所までお問い合わせください。



今月のチェックポイント

新しい保険証が届いているか
ご確認ください!

26年度の
保険証 (一般は紫色・退職は緑色)
高齢受給者証
を郵送しました

だより 国保

■3月下旬に平成26年度の世帯員
全員の新しい保険証等を郵送し
ています。

封筒の中で、保険証が重なって
いる場合がありますので、よく確
認してください。

【保険証の色が変わりました】

★一般被保険者
平成25年度…茶色

←平成26年度…紫色

★退職被保険者
平成25年度…黄色

←平成26年度…緑色

■70〜74歳の人がいる世帯へ
世帯に70歳から74歳(高齢受給者)の
者がいる場合は、現役並み所得
者以外の場合は新しい「高齢受給
者証」を保険証と一緒に同封して
います。

現役並み所得者の高齢受給者証
の有効期限は平成26年7月31日と
記載されていますので、期日まで
そのままお使いください。



お手元に届くまで、
不明な点は、お気軽に
お問い合わせください。

平成26年度4月2日以降に70歳に
なる方の皆さまへ
高齢受給者の一部負担割合
が変わります。

70歳から74歳の人の受診時の窓
口負担は、法律上2割(現役並み所
得者を除く)と定められています
が、これまで特例措置として1割負
担とされてきました。

しかし、現役世代と高齢世代との
負担の公平性を確保するため、平成
26年度から法定割合で定められた
2割(現役並み所得者を除く)を負
担いただくことになりました。

平成26年4月2日以降に70歳に
なられた人から段階的に適用され
ます。(高齢受給者は、誕生月の翌月
1日からとなりますので、実際は5
月の診療から2割となります。)

※平成26年4月1日以前に70歳に
なっている人(現役並み所得者を
除く)は、これまでのごおり1割です。

国保税

のお知らせ

65以上75歳未満の人で構成された世帯の
世帯主の人へ

平成26年度の国保税が特別徴収(年金か
らの天引き)に該当される人は、4月から
仮徴収が始まります。

特別徴収の対象者

次の条件すべてに当てはまる人です。
※今年新たに特別徴収される人は、昨年10月
1日までに次の条件に該当した人(世帯主)です。

- 1 国保の被保険者
- 2 年金の受給額が年額18万円以上
- 3 国保加入者が65歳以上75歳未満の人で構成された世帯の世帯主
- 4 介護保険料との合計額が世帯主の年金額の2分の1を上回らない

仮徴収とは

26年度の国保税額は、今年7月に確定され、10・
12・2月の年金から本徴収されます。その税額
が確定する前の4・6・8月の年金から特別徴収(天
引き)することを仮徴収といいます。仮徴収の税額は、
25年度の国保税の課税実績に基づいて決定します。

特別徴収から口座振替への変更

融機関に口座をお持ちの人は、便利な口座振
替をご利用ください。

申請窓口

問い合わせ

税務課国保係・各支所 税務課国保係 ☎57-8504